

## 論点メモ（案）

## （現状分析）

- 5 • 近年、計画等の策定に関する規定が増加してきているのはどのような理由や背景があると考えられるか。
- 10 • 計画等の策定にかかる事務負担は、人員や体制が限られた小規模な市町村ほど負担感が重くなるのではないか。
- 15 • 施策における KPI の設定や PDCA サイクルによる改善につなげるための手法として計画等の策定を求める手法が正当化されているのではないか。
- 法令上、計画等の策定が努力義務やできる規定となっているものであっても、実質的な義務付けであると地方公共団体から受け止められているものがあるのではないか。
- 国が地方公共団体に対して計画等の策定を求めることで、本来国がやるべき仕事を地方公共団体に行わせていることになっているのではないか。
- 20 • 国として必要なのは、地方公共団体が行政目的を達成するための施策を確実に実行していくことであり、計画等の策定それ自体ではないのではないか。
- 計画等の策定及び手続を義務付ける際に留意すべき一般通則的ルールについて議論すべきではないか。

25

## （課題について）

- 計画等の策定を求める手法が妥当だと考えられる場合は、どのような場合か。
- 30 • 計画等を策定することにより、私人に対する規制効果を持つものや税財政上の効果を持つものは妥当と考えられるか。
- 35 • 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式に従って計画等の策定を求めるという手法が必須といえるか。デジタルの活用など計画以外の手法が考えられないのか。

- デジタル化の進展により、報告・情報提供や市民等との情報共有のあり方にも変化を及ぼすことが考えられ、計画そのものやその策定過程にも影響を与えるのではないか。

40

- 計画等の策定を求める手法が明らかに妥当でないと考えられる場合は、どのような場合か。

(あるべき姿について)

45

- 計画等の策定にあたって、計画等に定めるべき事項については、法令により義務付けるのではなく、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

50

- 計画等の策定にあたって、国等への同意を要する協議や合議制の機関への意見聴取、議会への報告といった手続を、法令により義務付けるのではなく、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

- 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に計画等の策定を求めることが適当かどうか。

55

- 都道府県が小規模な市町村と策定することや市町村が隣接する市町村と策定するといったように、他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。

60

- 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。